28) 品目名:木質ペレット(建築解体木材を使用するものを除く)

項目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	1 特別管理(一般・産業)廃棄物を原料としていないこと。
	2 製品又は原料が、「土壌の汚染に係る環境基準について」(平
	成3年環告第46号)に掲げる物質を溶出するおそれがある場
	合は、その物質について当該基準に適合していること。
規格に関する基準	木質ペレット品質規格(一般社団法人日本木質ペレット協会)
	に適合していること。
	ただし、上記に適合しない場合であっても合理的な理由が明確
	に示される場合は、この限りでない。
循環資源の配合率	原料として循環資源を100%(重量割合)使用していること。

平成21年8月31日制定平成26年8月28日改定

【参考:木質ペレット品質規格(一般社団法人日本木質ペレット協会)】

	/ 1 開展/	基準			
品質項目	単位	А	В	С	
直径の			- (-)		
呼び寸法(1) D	mm	6、(7)、8			
長さ(2) L	mm	L≦30 mm が質量で95 %以上で、かつL>40 mm が無いこと			
かさ密度 BD	kg/m3	650 ≦ BD ≦ 750			
含水率	0/				
(湿量基準) U	% (3)	U ≦10			
微粉率 F	% (3)	F ≦1.0			
機械的耐久性 DU	% (3)	DU ≧97.5			
高位発熱量 Q	MJ/Kg(3)	$\ge 18.4(4,390 \text{ kcal/kg})$		$\geq 17.6 \ (4,200 \ \text{kcal/kg})$	
低位発熱量 Q	MJ/Kg(3)	$\geq 16.5(3,940 \text{ kcal/kg})$		$\geq 16.0 \ (3,820 \ \text{kcal/kg})$	
灰分 AC	% (4)	$AC \leq 0.5$	$0.5 < AC \le 1.0$	$1.0 < AC \le 5.0$	
硫黄 S	% (4)	$S \leq 0.03$		S ≤ 0.04	
窒素 N	% (4)	$N \le 0.5$			
塩素 C 1	% (4)	C1≤0.02		C1≦0.03	
ヒ素 As	mg/kg(4)	$As \leq 1$			
カト゛ミウム C d	mg/kg(4)	$Cd \le 0.5$			
全クロム C r	mg/kg(4)	Cr≤10			
銅 C u	mg/kg(4)	C u ≤ 10			
水銀 Hg	mg/kg(4)	Hg≤0.1			
ニッケル N i	mg/kg(4)	Ni ≦ 10			
鉛 P b	mg/kg(4)	P b ≤ 10			
亜鉛 Z n	mg/kg(4)	Zn≦100			

- (1) 6 mm 又は8 mmが望ましい
- (2) 円孔径3.15mmのふるいに残るものを測定対象とすること。
- (3) 到着ベース(湿量基準)
- (4) ドライベース(乾量基準)